



曩祖仁杉伊賀守藤原朝臣幸通其先南家祖左大臣  
 武智麻呂九世遠江守為憲曾孫駿河守維景嫡男  
 伊豆押領使維職五世伊東九郎祐清嫡男左衛門權佐  
 祐光十二世孫也世々居于豆州伊東君有故移住于  
 駿州仁杉邑因以仁杉為家號以其地接于甲州北條  
 氏康託君令為陸階轄武田今川等聞其威名  
 不能敢侵疆而伊豆海陸屢亂或父子相諍或兄弟  
 相凌僉曰國無舊主何律之守因君歸本國化其民人  
 教以廉恥兼勵武備遠近聞之愈益恐懼稱伊豆四將  
 之一也天正庚寅之役豐臣氏進攻北條氏于小田原  
 其族氏矩守葦山城君率兵來援為故其城終不拔  
 雖然氏直敗走諸城盡屠於是君歎曰大廈之顛豈  
 一木之所支哉遂去隱于仁杉故墟澹然養志蓋待  
 名君之起乎可惜天不借之齡天正二十年壬辰九月廿日  
 以病卒即葬于仁杉之地法諡曰大乗寺殿八代裔孫  
 仁杉五郎左衛門幸信文政六年癸未四月建碑于墓前

□ 地元住民により削り取られた部分

## 読み下し文

囊祖（のうそ）仁杉伊賀ノ守、藤原の朝臣（あそん）幸通ハ、其ノ先ハ南家ノ祖、左大臣武智麻呂ノ九世（であるところの）遠江ノ守為憲（ためのり）ノ曾孫（の）、駿河ノ守維景（これかげ）ノ嫡男（の）伊豆横領使維職（これしき）ノ五世（であるところの）伊東九郎祐清ノ嫡男（の）左衛門権ノ佐（ごんのすけ）祐光ノ十二世ノ孫（子孫）ナリ。世々（だいだい）豆州ノ伊東ニ居ル、君、故有リテ駿州ノ仁杉邑ニ移住シ、因リテ仁杉ヲ以テ家号ト為ス。其ノ地甲州ニ接スルヲ以テ、北条氏康、君ニ託シテ甲駿ノ管轄ヲ令ム（たらしむ）。武田・今川等其ノ威名ヲ聞キ、敢エテ疆（さかい）ヲ侵ス能ハズ。而レドモ伊豆ノ海陸屢（しばしば）乱シ、或イハ父子相諍ヒ（あそい）或ハ兄弟相凌（しの）グ。兪（みな）曰ク、国ニ旧主無シ。何レノ（いずれの）律力之ヲ守ラント。因リテ君本国ニ帰シ、其ノ民人ヲ化シ、教フルニ廉恥ヲ以テシ、兼ネテ武備ニ励ム。遠近之ヲ聞キ、愈々益々恐催（きょうく）シ、伊豆四将ノ一位ト称セリ。

天正庚寅（かのえとら）五ノ役ニ、豊臣氏北條小田原ニ進攻ス。其ノ族北條氏矩菰山城ヲ守ル。君逞兵ヲ率テ来援ス。故ニ其ノ城終ニ抜ケズ。然リト難モ氏直敗走シ、諸城尽ク（ことごとく）屠ラル。是ニ於テ君歎ジテ曰ハク、大廈ノ顛ルルヤ、一木ノ支フル所ナランヤト。

遂ニ去リテ仁杉ノ故墟ニ隠シ、澹然トシテ志ヲ養フ。蓋シ（けだし）名君ノ起コルヲ待ツカ。惜シム可シ天之ニ齡（よわい）ヲ借サズ。

天正二十年壬辰（みずのえたつ）九月廿日、病ヲ以テ卒ス。即チ仁杉ノ地ニ葬ル。法諡（おくりな）ヲ大乘寺殿ト曰フ。八代ノ裔孫（えいそん）仁杉五郎左衛門幸信、文政六年癸未（みずのとひつじ）四月、碑ヲ墓前ニ建ツ。

囊祖：先の祖

南家：藤原四家のひとつ、藤原不比等の長男、武智麻呂の系統 君：幸通のこと

何レノ律力之ヲ守ラン どの法律に従えばよいか分からぬ：

恐催：おどろく

天正庚寅五ノ役：天正18年（1590年）の小田原の役

逞兵：つわもの

大廈ノ顛ルルヤ、一木ノ支フル所ナランヤ：大きな家が倒れようとするときは、一木で支えきれぬものでない。国が滅びようとする時は一人の力ではどうにもならぬ

故墟：前に居たところ

澹然トシテ：静かに：

天正二十年壬辰：1592年

裔孫：子孫

文政六年癸未：1832年